

児童手当について

(平成24年4月から子ども手当は
児童手当へと変わりました)

制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給して、家庭生活の安定や児童の健やかな成長のために活用してもらうことを目的にしています。

支給対象

児童手当は、0歳から15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前までの児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1～5月分の手当については前々年)の所得額が所得制限限度額以上の場合には、特例給付として月額一律5千円が支給されます。

申請手続

次のものをお持ちになり、保健福祉課で手続きをしてください。

- ・印鑑 ・振込先の通帳 ・健康保険被保険者証
- ・児童手当用所得証明書(平成24年1月1日現在知名町に住所がなかった方のみ)

児童手当は、申請した翌月分からの支給になりますので、転入、出生等の際は早めに申請してください。

支給月額

- 3歳未満 一律1万5千円
- 3歳以上小学校修了前 1万円(第3子以降は1万5千円)
- 中学生 一律1万円

支給時期 ・6月(2月～5月分) ・10月(6月～9月分) ・2月(10月～1月分)

現況届を忘れずに

児童手当を受けている方は、毎年6月中に「現況届」を提出する必要があります。この現況届は、受給者の前年の所得状況と児童養育状況などを確認するもので、現況届の提出がない場合、児童手当の受給資格があっても6月分以降の手当が受給できません。忘れずに手続きをしてください。

※現況届の用紙は、6月中旬に受給者宛てに郵送します。

【お問合せ先】保健福祉課 内線122

親子でハンセン病療養所を訪ねてみませんか

県では、療養所訪問を希望される親子を募集しています。

ハンセン病は治っているにもかかわらず、いまもなお、多くの方々が療養所での生活を余儀なくされており、その平均年齢は82歳を超えています。

入所者の方々との交流は、長い間の誤った隔離政策による人権侵害の体験談から、偏見・差別のない社会の大切さや生き方を学ぶ貴重な機会です。

※鹿屋市の星塚敬愛園でも同様に募集しています。

※参加料は無料ですが、昼食は各自でご準備ください。

●申込方法

ハガキ、電話、FAX、Eメールのいずれかでお申し込みください。お申し込みの際は、訪問施設名、住所、全員の氏名、年齢、性別、職業又は学年、電話番号、連絡先、今までの参加経験の有無を記入又はお伝えください。

決定通知を8月中旬頃に発送します。

【お問合せ先】

県健康増進課ハンセン病担当

電話 099-286-2720 FAX 099-286-5556

Eメール kansensy@pref.kagoshima.lg.jp

●訪問日程

療養所	奄美和光園 (奄美市名瀬和光町1700番地)
訪問日	平成24年8月22日(水)
募集対象	小・中学生、高校生とその保護者等 (親子での参加を優先し、先着30名とします。)
日程概要	12:45 大島支庁集合 13:10 奄美和光園着 13:30～15:50 和光園内見学・交流 16:00 奄美和光園発 16:10 大島支庁解散
募集期間	5月25日(金)～8月3日(金)

ハンセン病を正しく理解する週間 6月17日(日)～23日(土)

ハンセン病問題には今なお解決すべき問題が多く残されています。とりわけ、社会になお根強く残る偏見、差別の解消、ハンセン病であった方々が、地域社会から孤立することなく、安心して平穏に暮らすことのできる基盤整備は大きな課題です。